

第2号様式（第4条関係）

受領委任払い事業者登録に係る誓約書

年 月 日

藤 沢 市 長

所 在 地

申請者 法 人 名

代表者職氏名

受領委任払い事業者の登録を受けるに当たり、次の事項を遵守することを誓約します。

- 1 住宅改修の提供に関しては、関係法令及び藤沢市介護保険住宅改修費受領委任払いに関する要綱（以下「要綱」という。）等を遵守すること。
- 2 住宅改修を行う被保険者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、当該被保険者の心身及び住宅の状況等を踏まえた適切な住宅改修を行うよう努めること。
- 3 住宅改修を行うに当たっては、あらかじめ被保険者又はその家族に対し住宅改修の内容及び受領委任払いに関する説明を行い、被保険者の同意を得ること。
- 4 正当な理由なく、受領委任払いの利用を拒まないこと。
- 5 住宅改修を行うに当たっては、被保険者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間等を確認し、住宅改修及び受領委任払いの利用が可能であるかどうかを確認すること。
- 6 住宅改修を行うに当たっては、藤沢市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

- 7 住宅改修に要した費用については、保険給付分を除いた費用の支払を被保険者より受けるものとし、これを減免し、又は超過して徴収しないこと。また、費用の支払を受けたときは、被保険者に対し支払を受けた費用の領収証及び請求額証明書を発行すること。
- 8 請求額証明書に記載された額が市における審査後の額と異なるときは、速やかに差額の返還又は徴収を行い、精算後の請求額証明書を発行し、また、必要に応じ領収証を発行すること。
- 9 被保険者が、次の事項のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨を藤沢市に通知すること。
 - (1) 正当な理由なく、「住宅改修を必要とする理由書」に基づいた改修内容に従わないとき。
 - (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
 - (3) 正当な理由なく、住宅改修を行うに当たって必要な手続き等に関して協力しないとき。
- 10 従業者又は従業者であった者が、その業務上知り得た被保険者又はその家族の秘密を保持するよう、必要な措置を講じること。
- 11 被保険者及びその家族からの苦情又は相談があった場合においては、円滑かつ迅速に処理を行うこと。その他、当事業所において処理し得ない内容についても、藤沢市等関係機関との協力により適切な対応方法を検討し、対処すること。
- 12 住宅改修の施工により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。
- 13 住宅改修に関する記録を整備し、受領委任払い完結の日から2年間保存すること。
- 14 関係法令、要綱、この遵守事項等に違反し、その是正等について藤沢市長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。
- 15 受領委任払い事業者の登録内容に変更があったときは、「受領委任払い事業者変更届」により速やかに藤沢市長に届け出ること。
- 16 住宅改修の事業を廃止し、休止し、若しくは再開するとき又は登録を辞退するときは、「受領委任払い事業者廃止・休止・再開・辞退届」により速やかに藤沢市長に届け出ること。